

愛読者各位

株式会社日本法令 出版部

## 『知ってほしい障害年金のはなし』お詫びと訂正

本書中、下記の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。  
下記の箇所をご修正の上、ご使用くださいますようお願い申し上げます。

## 記

## ●P66 8行目

【誤】診断書の現症日付は誕生日の前日から3か月以内となります。

↓

【正】診断書の現症日付は誕生日の3か月前の前日から6か月以内となります

## ●P67 表

【誤】

＜初診日が17歳の場合の障害年金の診断書を入手するために受診すべき期間＞

(例) 誕生日が平成元年4月2日とすると

初診日	受診すべき期間(20歳の誕生日から3ヶ月以内)
▼平成18年6月1日	▽平成21年4月1日～6月30日

＜初診日が19歳の場合の障害年金の診断書を入手するために受診すべき期間＞

(例) 誕生日が平成元年4月2日とすると

初診日	受診すべき期間(初診日から1年6～9月)
▼平成20年6月2日	▽平成21年12月2日～3月1日

↓

【正】

＜初診日が17歳の場合の障害年金の診断書を入手するために受診すべき期間＞

(例) 誕生日が平成元年4月2日とすると

初診日	受診すべき期間(20歳の誕生日前後3ヶ月以内)
▼平成18年6月1日	▽平成21年1月1日～6月30日

＜初診日が19歳の場合の障害年金の診断書を入手するために受診すべき期間＞

(例) 誕生日が平成元年4月2日とすると

初診日	受診すべき期間(初診日から1年3～9月)
▼平成20年6月2日	▽平成21年9月2日～3月1日